

「給付算定基礎額残高通知書」の送付について

平成 27 年 10 月に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、共済年金における 3 階部分（職域年金相当部分）が廃止され、民間の企業年金に相当する労使折半の年金として、年金払い退職給付制度が創設されました。

年金払い退職給付は、毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額をもとに算出した額（付与額）を退職するまで積み立てます。

また、付与額に利息を合計した額（給付算定基礎額）をもとに年金額が決定され、原則、65 歳から支給されます。

今回送付の「給付算定基礎額残高通知書」では、平成 29 年 3 月までに積み立てられた給付算定基礎額等の情報をお知らせしています。

1 送付対象者

組合員および組合員であった方（※）

※ 過去に組合員であった方については、平成 27 年 10 月以降の組合員期間がある方に限り、退職および節目年齢（35、45、59、63 歳）の翌年度に送付します。

2 送付日

平成 29 年 6 月 30 日（金）

3 お知らせする内容等

(1) 平成 27 年 10 月から平成 29 年 3 月までの組合員期間、標準報酬月額、付与額、利息、給付算定基礎額残高 等

(2) 送付様式
圧着ハガキ

(3) 見本
[給付算定基礎額残高通知書](#)

4 年金払い退職給付制度の概要

(1) [「年金払い退職給付の概要」](#)、[「年金払い退職給付」](#)（※1）

※1 当組合ホームページに掲載している内容です。

(2) [「年金払い退職給付制度に係る付与率・掛金率等について（パンフレット）」](#)（※2）

※2 地方公務員共済組合連合会作成のパンフレットです。

なお、パンフレットの内容につきましては、当組合年金相談室または所属の道府県庁支部までお問い合わせください。

給付算定基礎額残高通知書 項目ごとのポイント

枠の右上 対象年度	「(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)」と表示
「(入金) 期月」の枠の上	漢字氏名及び番号を表示 表示例:「共済 太郎 様 (85944812345678)」
「(入金) 期月」	ア 前年度末 ④給付算定基礎額残高のみ表示 イ 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月
「①標準報酬月額」	標準報酬月額及び標準期末手当等の額(千円未満切捨)を合算して表示
「②付与額」	「①標準報酬月額」×「⑩付与率(1.5%)」 =「①標準報酬月額」×0.015
「③利息」	利息の計算 ア 前月「④給付算定基礎額残高」×基準利率(月率※) (銭位未満切捨) イ 当月「②付与額」×基準利率(月率※) (銭位未満切捨) ウ 「③利息」=ア+イ (円位未満切捨) ※ 基準利率(月率) 年率0.48%を1ヶ月単位に換算した率 ≒0.0399%(≒0.000399) 年率0.32%(平成28年10月から)を1ヶ月 単位に換算した率 ≒0.0266%(≒0.000266)
「④給付算定基礎額残高」	前月「④給付算定基礎額残高」+当月「②付与額」+当月「③利息」
「⑤前年度末」	平成27年度末時点の額
「⑥付与額累計」	「②付与額」を累計した額
「⑦利息額」	「③利息」を累計した額
「⑧今回通知」	
「給付算定基礎額残高」	3月の「④給付算定基礎額残高」と同額
「有期退職年金算定基礎額」 「終身退職年金算定基礎額」	退職して「有期退職年金」・「終身退職年金」を決定した者が、さらに組合員となっている場合に限り表示される。
「⑨給付算定基礎額等合計」	上記⑧の給付算定基礎額残高、有期退職年金算定基礎額及び終身退職年金算定基礎額の合計額
「⑩ 年金払い退職給付の 加入期間」	平成27年10月以降の組合員期間の年月数。 平成27年10月～平成29年3月の間在職している場合は、「1年6月」と表示。
「⑪付与率」	平成28年4月～平成29年3月に適用されている付与率。 「平成28年4月～平成29年3月 1.500%」と表示。
「⑫基準利率(年率)」	平成28年4月～平成29年3月に適用されている基準利率(年率) 「平成28年4月～平成28年9月 0.480%」 「平成28年10月～平成29年3月 0.32%」と表示。
枠の下左 基礎年金番号	基礎年金番号を表示
枠の下右 作成日	「平成29年6月12日」